

広告募集案内【企画提案募集】
(施設広告掲出仕様書)

港北区総合庁舎敷地内に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

名 称	港北区総合庁舎広告付き案内板等の設置
内 容	<p>港北区総合庁舎に、①広告付き案内板 ②タッチパネル式区庁舎案内板モニター（多言語対応）を設置していただく事業です（各設置筐体の詳細は、「筐体設置スペース等」の欄をご参照ください。）。広告事業を活用した設置機器の運用及び維持管理等を行う企画提案を募集します。</p> <p>設置事業者様には、広告料及び行政財産目的外使用料を納付していただきます。また、事業の実施に係る費用（行政地図の作成、各設備の設置、保守管理、運営、撤去、広告主の募集及び電気料金等）を全て負担していただきます。</p> <p>※以下各項目における①・②は、上記下線部の①・②に該当します。</p> <hr/> <p>屋外広告物には該当しません。</p>
施設所在地（場所）	横浜市港北区大豆戸町 26 番地 1
施設の利用者数・利用者層等	<p>様々な世代の方々が各種手続のために区役所を訪れています。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港北区人口：約 37 万人（令和 7 年 4 月 1 日時点） ・年間駐車場利用台数：約 12 万台（※） ・乳幼児健診受診者数（週 6 回開催）：約 8300 人（※） ・証明書等発行数：約 10 万件（戸籍・税関係）（※） (※令和 6 年度)
筐体設置台数	① 1 台、② 1 台
筐体設置スペース等	<p>港北区総合庁舎 1 階</p> <p>①高さ 2,100 mm × 横 3,200 mm × 奥行 700 mm ②高さ 1,800 mm × 横 700 mm × 奥行 700 mm</p> <p>※各設置筐体のサイズは、上記の範囲内に収まるものとします。</p> <p>※①は港北区内の行政地図及び行政情報モニターを含みます。また、設置場所については、別紙の「イ 広告掲出場所の配置図」をご参照ください。</p> <p>※②は移動可能なものとします。</p>
広告掲出可能スペース	<p>広告掲出は①内のみとします。具体的には以下のとおりです（別紙 ウ①設置のイメージをご参照ください。）。</p> <p>○広告スペースは、縦 1400 mm × 横 950 mm を上限とします。また、行政地図内に広告を掲出する場合は、行政地図の表示面積全体の概ね 40% 程度とします。</p>
広告掲出期間	<p>令和 8 年 7 月 1 日～令和 13 年 6 月 30 日（5 年間）</p> <hr/> <p>※1 年ごとに使用許可を受けていただく必要があります (下記「■広告掲出にあたっての留意点」をご参照ください。)。</p>

■申込み、選定のスケジュール

申込期間	令和8年1月30日（金）～令和8年2月20日（金）
提案内容評価	令和8年2月下旬～3月上旬 提案内容評価においては、申込者に対するヒアリングを行います。 日時等の詳細については、後日お知らせします。
選定結果通知	令和8年3月上旬（予定）

■申込手続

申込条件	申込みは広告代理店に限らせていただきます。 ※お申込時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。
申込期限	令和8年2月20日（金）午後5時00分
申込方法	広告企画書を下記申込み・お問合せ先まで持参、電子メール、郵送又はFAX等でご提出ください。 ※郵送の場合、申込期限必着
広告企画書 記載事項	(1) 市にお支払いいただく広告料（年額） (2) 掲出期間における収支計画 (3) ①及び②の仕様（寸法、材質、バリアフリー・環境への配慮、安全性、操作性等）、施工方法、 (4) ①における行政地図、行政情報モニター及び広告の面積比率又は表示面積 (5) ①及び②のメンテナンス方法 (6) 緊急時対応（設置物の破損、転倒又は故障等の対応方法） (7) 本市又は他自治体における類似広告媒体の設置実績 (8) 広告の営業方針 (9) その他（行政サービスの向上につながるご提案等）

次頁あり

■選定手続

評価項目・評価基準	<p>(1) 市にお支払いいただく広告料（年額） 市にとって十分な財源確保効果があるか</p> <p>(2) 掲出期間における収支計画 掲出期間における収支計画が妥当であるか</p> <p>(3) ①及び②の仕様（寸法、材質、バリアフリー・環境への配慮、安全性、操作性等）、設置及び撤去等 掲出期間中、筐体の転倒等の恐れがない設置方法がとられ、安全性が確保されているか。 掲出期間終了後の撤去及び原状復帰について示されているか。 省電力等により環境への配慮がなされているか。 配色、デザインについて、障害のある方等への配慮がなされているか。</p> <p>(4) ①における行政地図、行政情報モニター、広告の面積比率または表示面積 それぞれの目的を満たすための十分な表示スペースが確保されているか。</p> <p>(5) ①及び②のメンテナンス方法 表示内容の更新方法及び頻度等が妥当であるか。</p> <p>(6) 緊急時対応（設置筐体の破損、転倒又は故障等の対応方法） 設置筐体の破損、転倒又は故障等の恐れがある場合又は実際に起きた場合、適切な対応により安全性が担保されているか。</p> <p>(7) 本市又は他自治体における類似広告媒体の設置実績</p> <p>(8) 広告の営業方針 広告枠を区内事業者または近隣区を含む市内事業者をより多く選定する方針となっているか。</p> <p>(9) その他（行政サービスの向上につながるご提案等） 行政サービスの向上につながる提案等があるか。</p>
評価方法	<p>○港北区に設置する広告事業選考会において、広告企画書に記載された提案内容を、上記評価項目に従い、事前に定めた採点方法等により総合的に評価します。</p> <p>○評価の結果、最も優れた提案を行った申込者を掲載予定者（広告掲出事業者）として選定し、広告掲出についての交渉を行います。</p> <p>※申込者が1者であった場合にも、最低基準を満たすことについての評価を行います。最低基準を満たす提案がない場合は、再度募集を行います。</p> <p>※評価の結果、同点となった場合は、港北区広告事業選考会で再度審議のうえ、決定いたします。</p>

次頁あり

■広告掲出にあたっての留意点

広告の条件	○広告内に「広告」である旨を明記するなど、施設の利用者等が見て、広告であることが明らかとなるような措置を施してください。 ○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、行政財産等への屋外広告掲出ガイドライン、その他の広告関連規程を遵守してください。
広告の制作等	○掲出 10 日営業日前までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。 ○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ○上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合があります。 ○広告等の制作、筐体の設置及び撤去並びに原状復帰等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。
財産の使用許可	○広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、使用許可に係る使用料をお支払いいただく必要があります。 ○設置期間中の電気代については、年1回の精算払いとします（実費相当分）。また、負担する電気代を算定するにあたり、電力量計の新設や更新が必要な場合は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。 詳細については別途調整を行います。
その他	○広告掲出の期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間が発生した場合でも、広告料は減額いたしません。

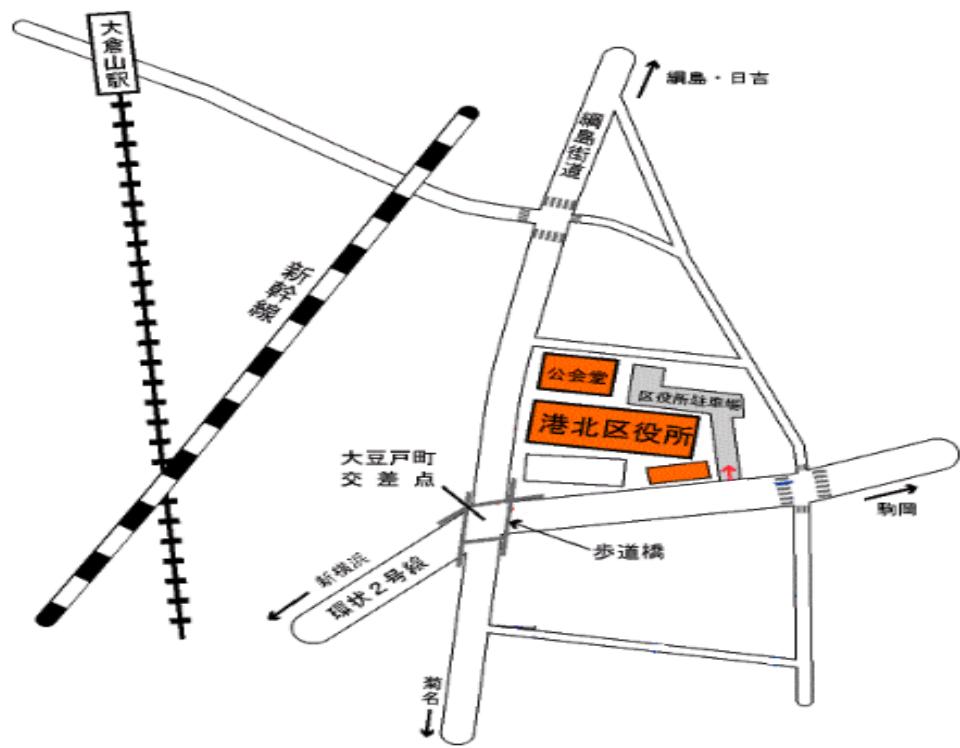
■申込み・お問合せ先

担当課名	横浜市港北区総務課
所在地	横浜市港北区大豆戸町 26 番地 1
TEL／FAX	TEL 045-540-2208 / FAX 045-540-2209
E メール	e-mail ko-yosan@city.yokohama.lg.jp

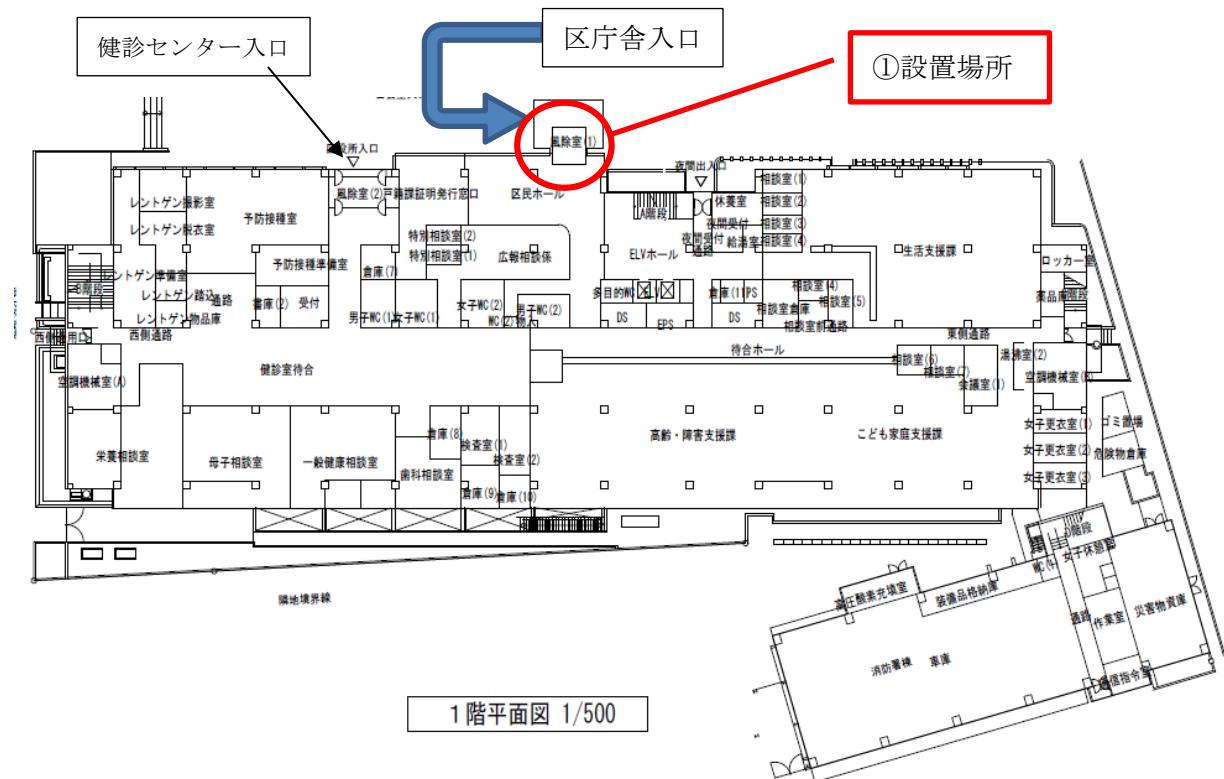
次頁あり

別紙

ア港北区役所周辺案内図



イ 広告掲出場所の配置図



ウ ①の設置イメージ
港北区役所 1階 風除室内



広告企画書（施設広告：企画提案募集）

横浜市長

次のとおり企画内容を提案します。

申込者	所 在 地	〒 -	
	ふりがな 名 称		
	代表者職名・氏名		
	担当者	部署名	
		ふりがな 氏名	
	連絡先	TEL/FAX	
		Eメール	
	業種・事業内容		
ホームページ URL			
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。			
広告主	所在地	〒 -	
	ふりがな 名 称		
	代表者職名・氏名		
	業種・事業内容		
	ホームページ URL		
申込内容	募集対象事業名称	港北区総合庁舎広告付き案内板等の設置	
	物品提供等 に係る経費	_____千円（概算） ※横浜市として経費縮減効果額を算定するための参考として 使わせて頂きます。	
	企画詳細	別紙企画書添付（様式は自由） ※広告募集案内の「広告企画書記載事項」を必ず記載してください。	
	個人情報の収集	<p>⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） <input type="checkbox"/>名前 <input type="checkbox"/>住所 <input type="checkbox"/>電話番号 <input type="checkbox"/>E-mail <input type="checkbox"/>年齢 <input type="checkbox"/>性別 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p> <p>●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）</p>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 		

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する・希望しない・登録済）